

令和7年第2回矢掛町議会第1回定例会（第1号）

1. 会議招集日時 令和7年3月4日 午前9時30分

2. 会議の開閉 （開会） 午前 9時30分
（議事） 午前 9時30分
（散会） 午前11時40分

3. 議員の出欠状況

議席 番号	氏 名	出欠等 の 別	議席 番号	氏 名	出欠等 の 別
1	土 井 俊 彦	出	2	昼 田 政 義	出
3	福 田 京 子	出	4	岸 野 榮 治	出
5	田 中 輝 夫	出	6	原 田 秀 史	出
7	小 塚 郁 夫	出	8	石 井 信 行	出
9	花 川 大 志	出	10	浅 野 毅	出
11	川 上 淳 司	出	12	土 田 正 雄	出

~~~~~

4. 説明のために出席した者の職氏名

|             |         |           |         |
|-------------|---------|-----------|---------|
| 町 長         | 山 岡 敦   | 副 町 長     | 山 縣 幸 洋 |
| 教 育 長       | 山 部 英 之 | 総務防災課長    | 堀 賢 一   |
| 企 画 課 長     | 稲 田 欽 也 | 財 政 課 長   | 松 嶋 良 治 |
| 町 民 課 長     | 佐 藤 澄 江 | 税 務 課 長   | 妹 尾 一 正 |
| 健康推進課長      | 小 川 公 一 | こどもみらい課長  | 楠 木 貴 子 |
| 福祉介護課長      | 片 岡 崇   | 産業観光課長    | 池 田 敏 之 |
| 建 設 課 長     | 渡 邊 孝 一 | 上下水道課長    | 平 井 勝 志 |
| 教 育 課 長     | 稲 田 由紀子 | 会 計 管 理 者 | 松 嶋 良 治 |
| 建設課・教育課参事   | 黒 瀬 純 一 | 病 院 事 務 長 | 坪 田 芳 隆 |
| 介護老人保健施設事務長 | 小 出 優 子 | 総務防災課長代理  | 立 川 人 士 |
| 財 政 課 主 幹   | 石 井 亮太郎 |           |         |

5. 出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 守 屋 裕 文 書 記 高 槻 美 希

6. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 発議第1号 矢掛町長の専決処分事項の指定について

日程第5 発議第2号 矢掛町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例制定について

日程第6 議案第3号 普通財産の無償貸付けについて

議案第4号 賑わいのまちやかげ宿創出施設設置条例の一部を改正する条例制定について

議案第5号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について

議案第6号 矢掛町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第7号 矢掛町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第8号 一般職の職員の給与に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例制定について

議案第9号 地方公務員法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第10号 矢掛町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第11号 非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第12号 地方自治法第207条等の規定による実費弁償条例の一部を改正する条例制定について

議案第13号 旅費条例の一部を改正する条例制定について

議案第14号 矢掛町税条例の一部を改正する条例制定について

議案第15号 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に伴う固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第16号 矢掛町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

議案第17号 矢掛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

議案第18号 矢掛町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第19号 矢掛町水道事業給水条例及び矢掛町公共下水道条例の一部を改正する条例制定について

議案第20号 矢掛町ふれあい会館設置条例を廃止する条例制定について

議案第21号 歴史かおる文化の町やかげ基金条例制定について

- 議案第 22 号 矢掛町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について
- 議案第 23 号 矢掛町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更について
- 議案第 24 号 工事請負変更契約の締結について（地方創生道整備推進交付金事業 仁井屋橋左岸下部工事の変更契約の締結）
- 議案第 25 号 町道の路線廃止について
- 議案第 26 号 町道の路線認定について
- 議案第 27 号 権利の放棄について
- 議案第 28 号 令和 6 年度矢掛町一般会計補正予算（第 6 号）について
- 議案第 29 号 令和 6 年度矢掛町水道事業会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 30 号 令和 6 年度矢掛町下水道事業会計補正予算（第 2 号）について

~~~~~

午前9時30分 開会

○議長（浅野 毅君） 皆さん、おはようございます。

暦の上では春とはいえまだまだ寒い日が続いておりますが、議員の皆様には年度末を控え御多用のところお繰り合わせ御出席をいただき、御苦労さまです。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから、令和7年第2回矢掛町議会第1回定例会を開会いたします。

なお、病院管理者におかれては、診療業務のため、本日の会議を欠席させていただきたい旨の申出がありましたので、御報告いたします。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手許に配付のとおりであります。

~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

**○議長（浅野 毅君）** 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により議長において、7番小塚郁夫君と、8番石井信行君を指名いたします。

~~~~~

日程第2 会期の決定

○議長（浅野 毅君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りいたします。今定例会の会期は、本日から18日までの15日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅野 毅君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から18日までの15日間と決定いたしました。

~~~~~

日程第3 諸般の報告

**○議長（浅野 毅君）** 日程第3、諸般の報告を行います。

町長から報告事項がありますので、挨拶を兼ね報告していただきます。町長。

**○町長（山岡 敦君）** 皆さん、おはようございます。

本日は、令和7年第2回矢掛町議会第1回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には公私とも何かと御多用な中、御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

今年の冬は強い寒気の影響もあり、全国的に大雪に見舞われ厳しい寒さとなりました。本町においては、気温の低い日は続きましたが積雪による大きな被害はなく、気候が穏やかで住みやすい地域である有難さを再認識したところでございます。

こうした中、先月16日に矢掛町合併70周年記念第37回矢掛本陣マラソン大会を開催し、多くのランナーが参加され盛大に開催できましたことは、大会参加者をはじめ、本大会を支えていただいた多くの方々の御協力の賜物であり、心より感謝を申し上げます。

さて、国では、令和7年度の予算につきましては、物価高騰への対応、賃金上昇の普及・定着、充実した少子化・こども政策の着実な実施など重要政策課題へ必要な予算措置を講ずることとしております。

一方、岡山県の令和7年度一般会計予算につきましては、夢を育む教育県岡山の推進、地域を支える

産業の振興，安心で豊かさが実感できる地域の創造に加え，結婚・子育ての希望がかなう社会の実現を掲げ，市町村との連携を図りながら人口減少問題への確に対応するための予算編成となっております。

そして，本町におきましては，新年度に向け，これまでの取組を振り返りつつ新たな課題に対する解決策や改善策を議論し，具体的な施策を進めていくことが求められております。

特に，子育て支援や少子化対策，農業・商工業の振興，高齢者福祉・障がい者福祉の充実，医療・健康スポーツ施策を通じた健康寿命の延伸を図る取組，町内の歴史的・文化的資源の保全，さらには防災・減災対策など，多岐にわたる施策を展開し，町全体の活性化と安心して暮らせる環境づくりに努めてまいります。

町民の皆様お一人おひとりが幸せを感じられる満足度の高いまちであるように，精一杯取り組んでまいりますので，一層の御支援と御協力を賜りますよう，お願い申し上げます。

さて，本定例会で御審議をお願いいたします案件は，普通財産の無償貸付けについて1件，条例の一部改正，廃止及び新規制定が19件，過疎計画の変更について1件，工事請負変更契約の締結について1件，町道の路線廃止及び路線認定について2件，権利の放棄について1件，令和6年度各会計補正予算が3件，令和7年度各会計予算が10件の計38議案でございます。どうか，適切な御決定を賜りますようお願い申し上げます。また，本定例会では一般質問をお受けすることにいたしておりますので，よろしくお願い申し上げます。

引き続きまして，報告事項を申し上げます。報告事項は5件ございます。

報告第1号，矢掛病院常勤医師の異動について，御報告申し上げます。このたび，令和6年4月から地域枠卒業医師として赴任されておられました難波和昌医師が3月末で退職されることとなりました。難波医師におかれましては，これまでの医師確保対策の成果として，県の地域枠制度により派遣されておられましたが，新たな派遣先へ赴任されることとなったものでございます。1年間の勤務ではありましたが，矢掛町の医療に御尽力いただきましたことに心から感謝申し上げますとともに，今後の御活躍をお祈りいたしたいと思っております。

常勤医師の確保に関しましては，大学医局等への働き掛けを含め，引き続き取り組んでまいりたいと考えておりますので，議員の皆様におかれましても，格段の御支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

報告第2号，矢掛町こども計画の策定について，御報告申し上げます。お手許に計画書を配付いたしておりますので，御覧いただきたいと思います。

矢掛町こども計画は，こども基本法第10条に定められたもので，国のこども大綱及び岡山県の岡山いきいき子どもプランに準拠し，子ども・子育て支援事業計画，子ども・若者計画，子どもの貧困の解消に向けた対策についての計画，母子保健計画と一体のものとして作成したものでございます。

この計画の策定に際しましては，保護者へのニーズ調査や子ども・若者調査を実施するなど多くの御意見をいただく中で，昨年8月に矢掛町子ども・子育て会議に諮問し，慎重な審議の上，答申をいただいたところでございます。

御尽力いただきました委員の皆様をはじめ，調査に御協力いただきました皆様にこの場をお借りして厚く御礼申し上げます。

なお，計画書の詳細な内容につきましては，広報紙やホームページ等で住民の皆様方に十分周知するとともに，今後，計画にのっとった施策を展開してまいりたいと考えておりますので，その推進に一層

の御理解と御協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

報告第3号、矢掛町福祉タクシー助成事業の見直しについて、御報告申し上げます。町では、新たな公共交通としてマイナンバーカードを活用した定額タクシー制度を開始したことから、矢掛町福祉タクシー助成制度についても見直しを図り、令和7年度から、これまでの紙の福祉タクシー利用券からマイナンバーカードへポイント付与する運用方法に変更いたします。

詳細につきましては、お手許に配付しておりますリーフレットを御覧いただきたいと思いますと思いますが、利用方法につきましては、タクシーへ乗車した際にマイナンバーカードを運転手に提出し、「ポイント利用」とお伝えください。降りられる際に再度マイナンバーカードを提出していただくことで料金がポイントから差し引かれる仕組みとなっております。

事前にマイナンバーカードを提出した際に運転手に、ポイント利用又は定額タクシー利用のどちらかを先に選択していただくことでお好きな制度を御利用することができます。

注意点といたしましては、定額タクシー800円へのポイント利用はできませんが、そのほかはこれまでどおり町外や休日等のタクシー利用が可能ですので御利用いただきたいと思います。

制度の詳細につきましては、町ホームページやチラシ、動画などで町民の皆様に分かりやすくPRしていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

報告第4号、矢掛町保健センター・矢掛町B&G海洋センターフィットネスルーム完成記念式典の開催について、御報告申し上げます。令和6年6月に着工いたしました健康推進課の矢掛町健康管理センター大規模改修及びエレベーター棟増築工事が2月末で完成いたしました。また、令和6年10月に着工いたしました教育課の矢掛町B&G海洋センタートレーニング場新築工事は、3月中には完成する予定でございます。

これらの施設はともに住民の皆様健康増進を目的とした施設でございますので、3月27日木曜日に健康増進施設完成記念式典として健康推進課、教育課が共同で記念式典を開催する運びとなりました。

工事関係者の方々の御努力や地元の皆様をはじめ、御理解、御協力いただきました全ての方々に深く感謝し、お礼を申し上げます。

健康管理センターは、完成後は、地域保健法に基づく保健センターとして、町民の生活に密着した保健サービスを総合的に実施するため、健康推進課を移転し、配置いたします。また、B&G海洋センタートレーニング場は、フィットネスルームとして運動による体力向上を図り、プールと一体利用ができる施設として新たに開設いたします。これらの施設の利用を通じ、矢掛町の皆様が毎日を健康で楽しく笑顔で過ごすことができることを切に願っております。

議員の皆様には改めて御案内いたしますので、あらかじめ御承知いただきますようよろしくお願いいたします。

報告第5号、令和7年春の交通安全県民運動の実施について、御報告申し上げます。

毎年行われております春の交通安全県民運動が、4月6日の日曜日から15日の火曜日までの10日間、“交通ルール 守って笑顔 晴れの国”をスローガンに県下一斉に行われます。

矢掛町では、春の交通安全県民運動期間中、警察署や関係団体の皆様と協力しながら交通事故ゼロを目指し、更なる交通安全の周知を図ってまいります。

町民の皆様におかれましては、改めて、交通ルールは絶対を守る、自分の安全は自分で守る、そして事故は起こさないという強い気持ちを持って交通事故防止に努めていただきたいと思います。

どうか、議員の皆様におかれましても、引き続き、交通事故ゼロを目指し、交通安全にお取組いただきますようお願いいたします。

報告事項は以上でございます。

**○議長（浅野 毅君）** 町長からの報告が終わりました。

次に、議長としての報告を行います。

議会閉会中の議長としての主な行事への出席につきましては、お手許の一覧表を御覧いただきたいと思います。次に、監査委員から定期監査及び例月出納検査の結果報告書が提出されておりますので、各自御検討をお願いいたします。また、議員派遣報告一覧表も配付しておりますので、併せて御覧ください。さらに、持参による陳情の提出がありましたので、陳情文書表のとおり配付いたしておりますので御覧下さい。

以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~

日程第4 発議第 1 号 矢掛町長の専決処分事項の指定について

○議長（浅野 毅君） 日程第4，発議第1号，矢掛町長の専決処分事項の指定についてを議題といたします。なお，本案件に対する提出者からの提案理由の説明は，会議規則第39条第2項の規定により省略いたします。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅野 毅君） 異議なしと認めます。よって，発議案提出者からの提案理由の説明は省略することに決しました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅野 毅君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅野 毅君） 討論を終結いたします。ただいまから採決を行います。

お諮りいたします。発議第1号は原案のとおり決することに，御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅野 毅君） 異議なしと認めます。よって，発議第1号，矢掛町長の専決処分事項の指定については，原案のとおり可決決定いたしました。

~~~~~

日程第5 発議第 2 号 矢掛町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例制定について

**○議長（浅野 毅君）** 日程第5，発議第2号，矢掛町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。なお，本案件に対する提出者からの提案理由の説明は，会議規則第39条第2項の規定により省略いたします。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（浅野 毅君）** 異議なしと認めます。よって，発議案提出者からの提案理由の説明は省略することに決しました。

これより質疑を行います。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅野 毅君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅野 毅君） 討論を終結いたします。ただいまから採決を行います。

お諮りいたします。発議第2号は原案のとおり決することに、御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅野 毅君） 異議なしと認めます。よって、発議第2号、矢掛町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決決定いたしました。

~~~~~

日程第6 議案第3号 普通財産の無償貸付けについて

議案第4号 賑わいのまちやかげ宿創出施設設置条例の一部を改正する条例制定について

議案第5号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について

議案第6号 矢掛町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第7号 矢掛町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第8号 一般職の職員の給与に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例制定について

議案第9号 地方公務員法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第10号 矢掛町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第11号 非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第12号 地方自治法第207条等の規定による実費弁償条例の一部を改正する条例制定について

議案第13号 旅費条例の一部を改正する条例制定について

議案第14号 矢掛町税条例の一部を改正する条例制定について

議案第15号 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に伴う固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第16号 矢掛町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

議案第17号 矢掛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条

例制定について

議案第 18 号 矢掛町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第 19 号 矢掛町水道事業給水条例及び矢掛町公共下水道条例の一部を改正する条例制定について

議案第 20 号 矢掛町ふれあい会館設置条例を廃止する条例制定について

議案第 21 号 歴史かおる文化の町やかげ基金条例制定について

議案第 22 号 矢掛町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について

議案第 23 号 矢掛町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更について

議案第 24 号 工事請負変更契約の締結について（地方創生道整備推進交付金事業 仁井屋橋左岸下部工事の変更契約の締結）

議案第 25 号 町道の路線廃止について

議案第 26 号 町道の路線認定について

議案第 27 号 権利の放棄について

議案第 28 号 令和 6 年度矢掛町一般会計補正予算（第 6 号）について

議案第 29 号 令和 6 年度矢掛町水道事業会計補正予算（第 2 号）について

議案第 30 号 令和 6 年度矢掛町下水道事業会計補正予算（第 2 号）について

○議長（浅野 毅君） 日程第 6、議案第 3 号の普通財産の無償貸付案件 1 件、議案第 4 号から議案第 22 号までの条例制定・廃止及び一部改正案件 19 件、議案第 23 号の過疎計画の一部変更案件 1 件、議案第 24 号の工事請負契約の変更案件 1 件、議案第 25 号及び議案第 26 号の町道の路線廃止及び認定案件 2 件、議案第 27 号の権利の放棄案件 1 件、議案第 28 号から議案第 30 号までの令和 6 年度補正予算案件 3 件の計 28 件を一括議題といたします。

それぞれ提案理由の説明並びに議案に対する説明を求めます。町長。

○町長（山岡 敦君） それでは、議案第 3 号から議案第 30 号までの 28 議案について、提案理由を御説明申し上げます。

まずはじめに、議案第 3 号、普通財産の無償貸付けについて、提案理由を御説明申し上げます。

これは、町有財産の無償貸付けをいたしたいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定に基づきまして、この議会に提出し、議決を求めるものでございます。

学校法人貝畑学園と締結している旧矢掛商業高校の貸借契約において、土地の無償貸付期間は令和 7 年 3 月 31 日までとしているところでございます。貝畑学園が設立する日本語専門学校の開校予定が延期したことにより、新たに令和 7 年 4 月 1 日からの無償期間を設ける必要があるため、この議会に提出させていただくものであります。

詳細につきましては、財政課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第 4 号から議案第 22 号までにつきましては、条例の一部改正、廃止及び新規制定に関するものでございますが、いずれも地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づきまして、この議会に提出させていただくものでございます。

まずは、議案第 4 号、賑わいのまちやかげ宿創出施設設置条例の一部を改正する条例制定についてで

ございますが、今回の改正は、賑わい創出施設の矢掛屋本館及び矢掛屋温浴別館の利用料の改定に伴い、必要な改正を行うものでございます。

詳細につきましては、産業観光課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第 5 号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定についてでございますが、この条例は、刑法等の一部を改正する法律が令和 7 年 6 月 1 日に施行されることに伴い、懲役及び禁錮が新たに拘禁刑として単一化されるため、必要な改正を行うものでございます。

詳細につきましては、総務防災課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第 6 号、矢掛町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございますが、今回の改正は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律が改正されることに伴い、必要な改正を行うものでございます。

詳細につきましては、総務防災課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第 7 号、矢掛町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございますが、今回の改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正されることに伴い、必要な改正を行うものでございます。

詳細につきましては、総務防災課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第 8 号、一般職の職員の給与に関する法律等の改正に伴う関係条例の整理に関する条例制定についてでございますが、今回の改正は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部改正に伴い、一般職の給与について俸給月額及びボーナス並びに各種手当等が改定されることにより職務や職責をより重視した給料体系の導入、配偶者に係る手当の廃止及び子に係る手当の増額、通勤手当の支給限度額の見直し、再任用職員に支給する手当の拡大など関係条例の整理を行うものでございます。

詳細につきましては、総務防災課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第 9 号、地方公務員法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございますが、今回の改正は、国家公務員法等の一部改正に伴い、暫定再任用職員へ支給する手当が拡大されたことにより、暫定再任用職員に関する適用除外規定を改正するものでございます。

詳細につきましては、総務防災課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第 10 号、矢掛町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございますが、今回の改正は、国家公務員等の仕事と生活の両立支援の拡充に対応する人事院規則の改正に伴い、超過勤務の免除の対象となる子の範囲の拡大、仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備を行うための所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、総務防災課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第 11 号、非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第 12 号、地方自治法第 207 条等の規定による実費弁償条例の一部を改正する条例制定について及び議案第 13 号、旅費条例の一部を改正する条例制定についてでございますが、今回の改正は、主に国家公務員等の旅費の支給に関する法律の一部改正に伴い、国内外の経済社会情勢の変化に対応するとともに、事務負担軽減を図るため必要な改正を行うものでございます。

また、議案第 11 号、非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定については、スポーツ推進委員の報酬額の改定を行うものとしております。

詳細につきましては、総務防災課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第 14 号、矢掛町税条例の一部を改正する条例制定についてでございますが、今回の改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び道路交通法が一部改正されたことに伴い、関連する規定の整備を行うものでございます。

詳細につきましては、税務課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第 15 号、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に伴う固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございますが、今回の改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が一部改正されたことに伴い、関連する規定の整備を行うものでございます。

詳細につきましては、税務課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第 16 号、矢掛町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について及び議案第 17 号、矢掛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてでございますが、今回の改正は、子ども・子育て支援法施行規則等の一部が改正されたことに伴い、地域型保育事業の保育内容支援や代替保育に係る連携協力等に関して見直すものでございます。

詳細につきましては、こどもみらい課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第 18 号、矢掛町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございますが、今回の改正は、岡山県西部衛生施設組合で新たにゴミ焼却施設を整備することに伴い、処理施設を変更するものでございます。また、現行使用している、し尿処理施設について、処理施設に加える所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、町民課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第 19 号、矢掛町水道事業給水条例及び矢掛町公共下水道条例の一部を改正する条例制定についてでございますが、今回の改正は、上下水道事業の安定的な経営を図るため、水道料金及び下水道料金の改定を行うものでございます。

矢掛町では、水道料金につきましては、平成 5 年 1 月から 32 年間、下水道料金につきましては、平成 18 年 4 月から 19 年間、料金を据え置く中さまざまな経費抑制に取り組み、上下水道事業経営を行ってまいりました。

この間、人口減少の進行に伴う料金収入の減少、また、施設の老朽化に伴う更新経費や昨今の物価上昇による維持管理経費などの増加により、上下水道事業経営は、従前から御説明を繰り返してまいりましたが非常に厳しい状況となっております。

言うまでもなく、上下水道は町民生活にとりまして欠かすことのできない重要なライフラインでございます。経営の悪化により、その安定的なサービスの供給を脅かすようなことは絶対に避けなければなりません。

先般、上下水道事業経営審議会から将来に向けた上下水道事業の安定経営のための適正水準について答申を受けまして、町民生活の安定と上下水道事業の健全経営に加え、将来世代への過度な負担を回避するため、本町の上下水道料金を見直し、適正な水準にする必要があると判断いたしました。

物価高騰の状況の中、町民の皆様に御負担をいただくことは大変心苦しい限りではございますが、安全で安定した災害にも強じんな上下水道事業を継続して運営していくため、避けて通ることのできない料金改定でございますので、どうか御理解くださいますようお願いいたします。

なお、料金改定の時期につきましては、使用水量の増加する夏場を避け、10月以降の使用分で12月にお支払いいただく料金からとするものでございます。

詳細につきましては、上下水道課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第20号、矢掛町ふれあい会館設置条例を廃止する条例制定についてでございますが、昭和50年度より隣保館として事業実施してまいりました矢掛町ふれあい会館ですが、設置してから約50年が経ち、建物も老朽化し、業務内容も現在では貸館業務中心の運営となっております。

このたび、当時、隣保館の設置要望をいただいた関係団体とも協議を行った中で、令和6年度をもって廃館することとし、条例を廃止するものでございます。

詳細につきましては、福祉介護課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第21号、歴史かおる文化の町やかげ基金条例制定についてでございますが、これは、重要伝統的建造物群保存地区をはじめ、矢掛町内に現存する歴史的・文化的な価値のある建造物等を後世へ保存するとともに、それらの文化財や地域に根差した文化や伝統、風習等の伝承や発掘、発信等を行う町民や住民団体等を支援し、歴史かおる文化の町やかげを将来にわたって維持発展していくために、基金を設置するものでございます。

詳細につきましては、財政課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第22号、矢掛町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定についてでございますが、令和8年度からこども誰でも通園制度が始まることに伴い、児童福祉法第34条の16に基づき、事業の設備や運営に関する基準を定めるものでございます。

詳細につきましては、こどもみらい課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第23号、矢掛町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更について、提案理由を御説明申し上げます。これは、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項の規定により準用される同条第1項の規定に基づき、この議会の議決を求めるものでございます。

御承知のとおり、この計画に基づいて行う事業の財源として、後年度に元利償還額の7割が普通交付税措置される過疎対策事業債を特別に発行することができるものでございますが、このたび、新たな事業展開を図るにあたり、この計画の一部を変更する必要性が生じたため、この議会に提出させていただくものでございます。

詳細につきましては、企画課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第24号、工事請負変更契約の締結について、提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、地方創生道整備推進交付金事業仁井屋橋左岸下部工事の変更契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づきまして、この議会に提出し、議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、財政課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第25号、町道の路線廃止について、提案理由を御説明申し上げます。これは、町道の廃止にあたり、道路法第10条第3項の規定に基づきまして、この議会に提出し、議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、建設課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第26号、町道の路線認定についてでございますが、これは、町道の認定にあたり、道路法第8条第2項の規定に基づきまして、この議会に提出し、議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、建設課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第 27 号、権利の放棄について、提案理由を御説明申し上げます。これは、矢掛町住宅新築資金貸付金等で回収不能となった債権の放棄につきまして、地方自治法第 96 条第 1 項第 10 号の規定に基づき、この議会に提出し、議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、福祉介護課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第 28 号から議案第 30 号までの各会計の補正予算につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

なお、各議案につきまして、一般会計補正予算につきましては、地方自治法第 218 条第 1 項の規定、水道事業会計及び下水道事業会計の補正予算につきましては、地方公営企業法第 24 条第 2 項の規定に基づきまして、提出させていただくものでございます。

まずは、議案第 28 号、令和 6 年度矢掛町一般会計補正予算（第 6 号）についてでございますが、今回の補正額は 13 億 3,400 万円の増額で、補正後の予算総額は 122 億 8,500 万円となっております。

内容につきましては、お手許に配付いたしております補正予算の概要を御覧いただきたいと思います。

このたびの補正予算では、国の新しい地方経済・生活環境創生交付金を活用する事業として、土木費へかわまちづくり事業のビジターセンター棟建築などに係る事業費を、衛生費へ広域で整備している新ゴミ焼却場の熱利用施設建設に係る西部衛生施設組合への負担金をそれぞれ計上し、全額を令和 7 年度へ繰り越して実施することとしております。

また、諸支出金では、本年度から新たにふるさと納税寄附金の使途として追加いたしました町並み保存、文化遺産や歴史的建造物などの保全と果物・農産物などの農業振興の指定でいただいた寄附金から必要経費を差し引いた金額をそれぞれの目的に合わせた特定目的基金へ積み立てるための予算を計上しております。

その他といたしましては、実績見込によります事業費の減額と一部不足が見込まれるものの増額等の調整がほとんどではございますが、詳細につきましては、財政課長・財政課主幹が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第 29 号、令和 6 年度矢掛町水道事業会計補正予算（第 2 号）についてでございますが、主な内容といたしましては、資本的収支において国の補正予算配分に伴い、石綿セメント管更新工事費、中央配水池耐震改修詳細設計委託費などにつきまして、それぞれ補正予算として計上しております。

詳細につきましては、上下水道課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第 30 号、令和 6 年度矢掛町下水道事業会計補正予算（第 2 号）についてでございますが、主な内容といたしましては、資本的収支において、資金不足への対策といたしまして、資本費平準化債の借入を補正予算として計上しております。

詳細につきましては、上下水道課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

以上が、議案第 3 号から議案第 30 号までの提案理由及び説明でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

〇議長（浅野 毅君） 町長からの提案理由の説明が終わりました。次に、詳細な内容の説明を求めます。財政課長。

〇財政課長（松嶋良治君） それでは、議案第 3 号、普通財産の無償貸付けについて、御説明申し上げます。

この無償貸付けについての経緯及び理由については、先ほど町長の提案説明の中でおりましたので、早速、条文の説明に入らせていただきたいと思います。

記としまして、1 貸付けの目的は、学校法人貝畑学園の日本語専門学校及び関連施設の用に供するためでございます。2 所在等は、地番、矢掛町矢掛字寺東 2552 番 2、面積 1 万 7,632.40 平方メートル（ただし南側駐車場部分を除く）、地目、宅地でございます。3 貸付けの相手方は、岡山県岡山市北区田町 1 の 1 の 9 学校法人貝畑学園理事長 貝畑雅二で、4 無償貸付けの期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 9 月 30 日まででございます。

説明は、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（浅野 毅君） 産業観光課長。

○産業観光課長（池田敏之君） それでは、議案第 4 号、賑わいのまちやかげ宿創出施設設置条例の一部を改正する条例制定について、御説明申し上げます。

このたびの改正は、矢掛屋本館及び矢掛屋温浴別館の宿泊に係る利用料及び矢掛屋温浴別館の入浴料及び岩盤浴利用料を約 3 割増額するものです。資料で説明させていただきますので、資料番号 1 の新旧対照表を御覧ください。左の欄が新、右の欄が旧となっています。

別表第 2 が宿泊に係る 1 人当たりの利用料で、大人が 7,800 円を 1 万 100 円に、小学生が 3,000 円を 3,900 円に、幼児が 2,500 円を 3,200 円に改定し、別表第 3 が入浴料及び岩盤浴利用料で、大人の入浴のみを 500 円から 650 円に、入浴及び岩盤浴を 1,000 円から 1,300 円に、小学生の入浴のみを 350 円から 450 円に、入浴及び岩盤浴を 700 円から 910 円に、幼児の入浴のみを 300 円から 390 円に、入浴及び岩盤浴を 600 円から 780 円に改定するものでおおむね 3 割程度増額しております。

この利用料については、両施設の開業以来改定しておらず昨今の物価高騰に対応するものです。

なお、両施設における指定管理者の指定申請時において二次募集に応募された 2 社より利用料改定の提案をいただいております。

参考といたしまして、総務省統計局の消費者物価指数による宿泊料は、10 年前の 2014 年 4 月と 2024 年 4 月を比較しますと約 45 パーセント上昇して推移しております。

議案にお戻りいただいて、附則といたしまして、この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（浅野 毅君） 総務防災課長。

○総務防災課長（堀 賢一君） それでは、議案第 5 号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について、御説明申し上げます。

町長の先ほどの説明にもございましたとおり、このたび、刑法が改正されたことに伴い、本町の関係する条例の改正を行うものでございます。

大変恐縮ですが、資料番号 2 を御覧ください。1 ページを御覧いただきまして、1 理由といたしまして、刑法の改正により懲役及び禁錮が統一され、拘禁刑に改められます。下の 2 にございますように、施行前と施行後で表にまとめています。その下の 3 で、本町の対象条例が 3 つございまして、1 つ目が個人情報保護に関する法律施行条例、2 つ目が行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会条例、3 つ目が職員給与条例において、それぞれ 3 つが関係しますんでその関係部分を改正させていただくものです。その下の 4 の経過措置といたしまして、本条例の施行日につきましては、その施行前の事案につい

ては、改正前の条例を適用するということになりますので、“なお従前の例による”とさせていただきます。最後、5の施行期日といたしまして、法律刑法の施行日と同日の令和7年6月1日とさせていただきます。

条例に戻っていただきまして、2ページにわたりまして3つの条例の経過措置を含めた改正を挙げさせております。大変短くて恐縮ですが、以上で、議案第5号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第6号及び第7号につきましては、国のデジタル社会形成基本法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令というのがございまして、これが改正されたことに伴いまして本町の条例において条ずれなどが発生したことを受けて改正させていただくものです。

まず議案第6号ですけれども、矢掛町情報通信を活用した行政の推進に関する条例の一部改正について、御説明いたします。

先ほど申し上げました政令が改正されたことに伴いまして、いわゆるデジタル行政法というのも改正されまして、条ずれが発生したことを受けて本条例も改正させていただくものです。施行は、令和7年4月1日とさせていただきます。

続きまして議案第7号です。矢掛町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について、御説明を申し上げます。

これも先ほど申し上げました政令が改正されたことに伴いまして、いわゆるマイナンバー法——国の法律ですね、マイナンバー法も改正され、条ずれ及び項ずれが発生したことを受けまして本町の条例も改正させていただくものです。施行は、令和7年4月1日から施行させていただきたいと思います。

次の議案に移らせていただきます。続きまして、議案第8号です。一般職の職員の給与に関する法律等の改正に伴う関係条例の整理に関する条例制定について、御説明申し上げます。改正文が非常に長く大変恐縮です。

まず、資料の番号3番を御覧いただきたいと存じます。1ページ御覧いただきまして、1制定理由といたしましては、国の一般職の職員の給与に関する法律等の改正によりまして、関係する本町の5つの条例を改正するもので、職務、職責をより重視した給与体系の導入ですとか配偶者に係る手当の廃止、それから子に係る手当の増額、通勤手当の支給限度額の見直しなどが関係してまいります。

2の制定改正内容といたしまして、順にちょっと説明させていただきますと、(1)です、矢掛町職員給与条例において①から④までございます。①で行政職、医療職の給料表内で、それぞれ該当する等級3等級なんですけれども、以上の初号近辺の号給をカットいたしまして、これらの級の初号の給料月額を引き上げる内容です。②では、扶養手当において配偶者に係る手当を廃止し、代わりに子に係る手当額を1万円から1万3,000円に引き上げる内容で、共に経過措置を設けて改正したいというふうに考えております。それから、③で通勤手当の支給限度額において、新幹線などの特別料金の額を含めて1か月当たり15万円に引き上げるものとさせていただきますと存じます。それから最後④ですが、管理職員特別勤務手当というものがあるんですが、その対象時間を平日については現在午前0時から午前5時までだったものを午後10時から午前5時まで約2時間前倒しですね、拡大するものとなります。

続きまして(2)といたしまして、定年前再任用短時間勤務職員等の手当に関する規定について、居住手当を支給できるように改正するものです。改正文の中で、第2条で矢掛町職員給与条例、それから第4条で矢掛町病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例、それから第5条で矢掛町水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例において、それぞれ改正させていただきます。

続きまして(3)です。一般職の任期付職員に支給する特別給に関する規定の改正では、特定任期付職員業績手当という手当があるんですがこれを廃止をいたしまして、それに替えて勤勉手当で支給をしましょうというものでございます。第1条の矢掛町一般職の任期付職員の採用に関する条例内で改正をさせていただくものです。

(4) その他といたしまして、第3条の矢掛町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例において、一般職の職員の給与に関する法律等の改正に伴い発生した条ずれ関係ですね、これを改正させていただくというものです。

最後、3の施行日として、令和7年4月1日から施行とさせていただきます。

議案の改正文、それから給料表ですね。それから附則別表の号給の切替表など非常に長く分かりにくうございまして大変恐縮ですが、資料をもって説明とさせていただきます。

以上で、議案第8号の説明とさせていただきますと存じます。

続きまして、議案第9号です。地方公務員法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例制定について、御説明を申し上げます。

国の地方公務員法等の改正によりまして、暫定再任用職員へ支給する手当、今回は住居手当が拡大されます。これに伴いまして、令和5年3月に制定した本町の条例にございます暫定再任用職員に関する適用除外規定を改正するものです。

改正条例では、非常に分かりづらく恐縮ですが、この附則が、15、16、17条とあるんですけれども、それぞれがそれぞれの条例に対応しておりまして、附則第15条の第6項の改正で職員給与条例が改正されます。それから附則第16条で病院職員の給与条例を、附則第17条で水道職員の給与条例、この3つの条例の各附則部分の改正となり、いずれも暫定再任用職員の住宅手当を支給できるように改正をお願いするものです。

最後、施行は、令和7年4月1日から施行させていただきますと存じます。

続きまして、議案第10号です。矢掛町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

国の人事院規則の改正に伴いまして職員の処遇改善を行うもので、今回大きく2点ございます。条例の中を御覧いただきたいと思うんですが、1点目は、第8条の4での改正で、時間外勤務を免除できる対象となる子どもの年齢を現在の3歳までを小学校就学前までに延長いたします。2点目が、第17条の3及び4の追加となりまして、職員の介護離職防止の為に職員の仕事と介護の両立支援制度を拡大しまして、職員の研修や相談体制の整備などを定めて処遇改善を図るものです。

施行は、令和7年4月1日とさせていただきます。

大変恐縮ですが、以上で説明とさせていただきます。

続きまして、議案第11号、非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について、御説明申し上げます。

これも2点ございまして、1点目は国のいわゆる旅費法が改正されたことに伴いまして非常勤職員の旅費に関して、国家公務員同様、車賃をその他の交通費に、日当を宿泊手当に、宿泊料を宿泊費に改める改正となります。この後の議案第13号の旅費条例の一部改正でも詳細を説明したいと存じております。

2点目がスポーツ推進委員の報酬額を、日額6,800円から日額5,000円に改めるものです。教育委員

会からスポーツ推進委員の報酬額変更の申出がありまして、これを受けて改正するものです。

施行は、令和7年4月1日からとさせていただきます。

続きまして、議案第12号、地方自治法第207条等の規定による実費弁償条例の一部を改正する条例制定について、御説明を申し上げます。

これも2点ございまして、1点目は、国のいわゆる農業委員会法の改正に伴いまして条ずれがございました。この条ずれを第1条内で改正させていただきますものです。

それから2点目は、国のいわゆる旅費法が改正されたことに伴いまして、先ほど申し上げました車賃ですとか日当ですとか宿泊料がそれぞれ新しい言葉に改められる、この改正でございます。なお、地方自治法第207条規程の者とは、非常勤職員や常勤の職員以外で、議会が例えば委員会などを開かれて招集した関係者などが該当されるということとなるそうです。

施行は、令和7年4月1日とさせていただきます。

続きまして、議案第13号です。旅費条例の一部を改正する条例制定について、御説明を申し上げます。

これも大変長うございまして、資料番号4を御覧いただきたいと存じます。資料に移って説明をさせていただきますと存じます。1ページの1の中で見直しの背景にございます、いわゆる旅費法が改正されました。経済社会情勢の変化などに対応するために、大幅に、70年ぶりと聞いたこともあるんですが改正されました。これを受けたこと、またデジタル化ですね。利便性の向上に対応するべく本町においても、改正を行うというものになります。

2の主な改正点といたしまして、上から順番に、宿泊費の上限を現行の1万6,000円で維持する中で、実費支給としてそれを越えた場合でも実費支給も可能とする内容です。それから、次の1日につき3,000円の日当を廃止をいたしまして、1泊3,000円の宿泊手当を新設をいたします。これ、3点目ですね。次の自家用車などでやむ無く出張した場合で、移動で1キロメートル33円という車賃というのがありますがこれを廃止をいたしまして、その他の交通費を設置をいたしまして公共交通機関等で運賃を目的地まで計算するというものに変えようと思っています。加えてその次ですね、包括宿泊費として新幹線とホテルあるいは飛行機とホテル、そういったパック料金を認める内容です。それから最後の出張協議書の提出についても省略をしようという内容です。例えば、公用車による出張の場合でも日帰りで隣接県への出張は現在も省略できるんですけれども、公用車でも同じようにいわゆる費用が発生しない分は、出張協議書を省略しましょうという内容でございます。

一枚おめくりいただきまして、新旧対照表、横向きですが御覧いただきたいと思います。2ページ第3条で旅費の支給といたしまして、旅行業者が職員の出張の行程を手配した場合など職員への支払いに替えて旅行業者へ直接支払いが可能となる項目を新設いたします。

第4条では、出張協議書の提出の簡略化の内容を、次のページの第5条ですね、それから第7条及び第8条では、それぞれ車賃ですとか、日当ですとか、宿泊料の文言を改正させていただきます。それから、4ページの第10条では包括宿泊費を新設いたします。それから、4ページから5ページにわたりまして第16条では請求書や領収書などでデジタル化に伴う電磁的記録を可能とするという内容です。それから、第17条では旅費の返納の項目というものを新たに新設をしておりますという内容です。これも旅費法に関係しておりますので上位法と同様のものとなっております。最後の別表1では、表の左半分は変わってないと思いますので右半分が変わっておりますので、真ん中の所の車賃の列 —— 右側

の9のほうですね、車賃の列をその他の交通費として実費額とさせていただきます。それから、日当の列を宿泊手当に変えまして、金額は同じですね。それから、一番右の宿泊料の列を宿泊費上限として、金額は同額で修正をいたしております。

大変恐縮ですが議案に戻っていただきまして、施行につきましては令和7年4月1日とさせていただきますと存じております。よろしくお願いいたします。

以上で、議案第13号の説明とさせていただきます。総務防災課からの御説明は以上とさせていただきます。大変お聞き取りにくい部分ございまして大変恐縮です。申し訳ございません。よろしくお願いいたします。

○議長（浅野 毅君） お諮りいたします。説明の途中ですが、ここで15分程度休憩いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅野 毅君） 異議なしと認めます。よって、10時45分まで休憩いたします。休憩。

午前10時32分 休憩

午前10時45分 再開

○議長（浅野 毅君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。税務課長。

○税務課長（妹尾一正君） それでは、議案第14号、矢掛町税条例の一部を改正する条例制定につきまして、御説明させていただきます。

議案を御覧ください。一枚おめくりください。こちらが改正文でございます。

今回の改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法が一部改正されたことにより、法人番号を規定する条項が改正されたことに伴い、条項のずれが生じたため、関連する規定の整備を行うものでございます。

また、道路交通法が一部改正されたことにより軽自動車税種別割の減免規程に免許情報記録個人カード、いわゆるマイナ免許証に関する規定を追加するものでございます。

附則といたしまして、この条例は、令和7年4月1日から施行するものでございます。なお、新旧対照表も添付しておりますので、御覧ください。

議案第14号につきましては、以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第15号、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に伴う固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例制定につきまして、御説明させていただきます。

議案を御覧ください。一枚おめくりいただきまして、こちらが改正文でございます。

今回の改正は、マイナンバー法が一部改正されたことにより法人番号を規定する条項が改正されたことに伴い、条項のずれが生じたため関連する規定の整備を行うものでございます。

附則といたしまして、この条例は、令和7年4月1日から施行するものでございます。また、新旧対照表も添付しておりますので御覧ください。なお、矢掛町には該当のものはございません。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（浅野 毅君） こどもみらい課長。

○こどもみらい課長（楠木貴子君） 議案第16号、矢掛町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について及び議案第17号、矢掛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正す

る条例制定について、御説明申し上げます。

地域型保育事業と申しますのは、利用定員が 20 人に満たない小規模な保育事業のことでございます。

矢掛町におきましては、現在、地域型保育事業に該当する施設はございませんが、逐次条例の整備はしております。説明は、資料で行いますので資料番号 6 を御覧ください。一枚おめくりください。

今回の改正条例は、先ほど申し上げたこの 2 条例でございます。

改正理由は、子ども・子育て支援法施行規則等の改正によるものでございます。

3 の主な改正内容につきまして、1 点目、保育内容支援に関する連携協力に係る見直しでございます。町長が、地域型保育事業者等による保育内容支援の提供に係る連携施設の確保が著しく困難と認める場合であって一定の要件を満たすと認める時には、当該連携施設を確保しないことができるとするものでございます。

主な改正内容の 2 点目でございますが、代替保育に係る連携協力に関する見直しでございます。町長が、代替保育の提供に係る連携施設の確保が困難であると認める場合において、必要な措置を講じてもなお、当該者の確保が著しく困難であると認める時は、代替保育の提供が免除されるとするものでございます。

次に、主な改正内容の 3 点目、管理栄養士を追加するものでございます。栄養士法改正により、栄養士免許を持たなくても管理栄養士となることが可能になることを受け、栄養士の配置等を求めている部分につき管理栄養士を追加するものでございます。

主な改正点の 4 点目、保育の内容について児童福祉施設の設備及び運営に関しまして、所管が厚生労働省から内閣府に移ることから、今後は、保育所において内閣総理大臣が定める指針に基づいて保育の提供を行うよう改正するものです。

最後に、主な改正内容の 5 点目、連携施設に関する経過措置につきまして、子ども・子育て支援法の施行日の起算から起算して 15 年を経過するまでの間適用すると改正するものでございます。

なお、もう一つの改定、矢掛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例につきましても、主な改正内容の①②⑤につきまして、同様の改正となります。詳細につきましては、この後に新旧対照表を添付しておりますので御覧ください。

施行期日は、令和 7 年 4 月 1 日でございます。

説明は以上でございます。

○議長（浅野 毅君） 町民課長。

○町民課長（佐藤澄江君） それでは、議案第 18 号、矢掛町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について、御説明申し上げます。

今回の改正は、岡山県西部衛生施設組合で新たにゴミ焼却施設を整備することに伴い、処理施設を変更するものでございます。新焼却施設は、令和 8 年 4 月 1 日に本稼働予定であり、令和 7 年 12 月中旬頃試運転が予定されています。また、現行使用している、し尿処理施設について処理施設に加える所要の改正をするものでございます。

お手許の資料で御説明させていただきますので、資料番号 7 を御覧ください。一枚おめくりいただき、新旧対照表でございます。表の右側が旧、左側が新でございます。

第 26 条第 1 号、“井原地区井原クリーンセンター 井原市木之子町 2192 番地 1”を“井笠広域里庄清

掃工場 浅口郡里庄町大字新庄 3656 番地 4”に改め、第 4 号として“矢掛浄化センター 小田郡矢掛町 東川面 167 番地 1”を加えるものでございます。

議案にお戻りください。

附則で施行期日を定めています。この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 26 条第 4 号の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行するものでございます。また、準備行為として、この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができるものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（浅野 毅君） 上下水道課長。

○上下水道課長（平井勝志君） それでは、議案第 19 号、矢掛町水道事業給水条例及び矢掛町公共下水道条例の一部を改正する条例制定について、御説明いたします。

このたびの改正につきましては、上下水道事業の安定経営を図り、町民の皆様に安全で安心なライフラインとしてのサービスを提供するための上下水道料金の改定、また、上位法の改正に伴う技術者の配置基準の緩和及び汚水排出基準値・指標の改正でございます。

料金の改定につきましては、昨年 10 月、各分野の専門家で構成する矢掛町上下水道事業経営審議会に適正水準について諮問し、令和 7 年 1 月 9 日に答申を受けたものでございます。

この答申の内容といたしましては、新聞報道等でも御存じかとは思いますが、家事用平均で水道料金を 10.68 パーセント、下水道料金を 11.88 パーセント、それぞれ増額改定することが適正であるという内容でございました。

その後、町長からの「基本的に答申の内容を尊重しつつ、町民の皆様方の御負担を少しでも抑制するように」との指示によりまして、あらゆる見直しを実施する中、水道料金 10.26 パーセント、下水道料金 11.49 パーセントに改定幅を圧縮し、令和 7 年 2 月 14 日、矢掛町上下水道事業運営委員会での御承認をいただき、今議会に改正案として提出したものでございます。

説明につきましては、お手許に配付いたしております資料で説明させていただきますので、資料番号 8 を御覧ください。一枚おめくりいただき、1 ページを御覧ください。

1 水道料金及び下水道料金の改定内容でございます。上段の表は、用途区分で家事用、営業用、官公署学校用などでございまして、2 か月分の消費税抜きの数値となっております。

まず、水道料金につきましては、16 立方メートルまでの基本料金 2,200 円を 2,380 円に 180 円増額するもので、改定率は 8.18 パーセントでございます。超過料金につきましては、水量区分を細分化するとともに、施設負荷率の高い大量使用者に対しまして単価の増額割合を高めるもので、改定後の通増度は 1.38 となります。また、下水道料金につきましては、20 立方メートルまでの基本料金 2,800 円を 3,080 円に 280 円増額するもので、改定率は 10 パーセントでございます。超過料金につきましては、水道料金と同様に水量区分を細分化、それから施設負荷率の高い大量排出者に対しまして単価の増額割合を高めるもので、改定後の通増度は 1.36 となります。

中段の表に移りまして、用途区分、浴場営業用でございます。現在の対象者は 1 事業所で、水道料金につきましては、160 立方メートルまでの基本料金 2 万 4,000 円を 2 万 6,400 円に 2,400 円増額するもので、改定率は 10 パーセントでございます。また、超過料金につきましては、1 立法メートルあたり単価 150 円を 170 円に 20 円増額するもので、改定率は 13.33 パーセントでございます。

下段の表に移りまして、用途区分、臨時用でございます。こちらは、建築工事に伴います給水装置工事などのために、短期間、臨時に使用する場合の水道料金でございます。16立方メートルまでの基本料金4,000円を4,400円に400円増額するもので、改定率は10パーセントでございます。また、超過料金につきましては、1立法メートルあたり単価220円を275円に55円増額するもので、改定率は25パーセントでございます。

一枚おめくりいただきまして、2ページを御覧ください。

2 料金改定による影響額でございます。まず、使用者の皆様方への影響額といたしまして、平均使用水量での2か月分、消費税抜きの料金を載せてございます。

水道料金では、一般の御家庭で家事用平均の32立方メートル御使用いただいた場合で4,680円が5,160円に、2か月分で480円の増額となりまして、改定率といたしましては10.26パーセントでございます。

下水道料金では、一般の御家庭で家事用平均の35立方メートル御利用いただいた場合で5,050円が5,630円に、2か月分で580円の増額となりまして、改定率といたしましては11.49パーセントでございます。

下の行につきましては、工場など事業所用を含む矢掛町全体の平均水量での試算額を載せております。

次に、下段の表でございますが、各企業会計への影響額でございます。本改定によります料金収入額につきまして、令和5年度実績値で試算をしております。水道事業会計で年間2,650万円の増収、下水道事業会計で年間2,630万円の増収と試算しております。

3 改定時期でございますが、使用水量の増加する夏場を避け、令和7年11月以降の検針で12月にお支払いいただく料金からの適用としております。

3 ページからは、改正の新旧対照表を載せております。

二枚おめくりいただきまして、7ページを御覧ください。第2項、私設消火栓の料金でございます。本町では現在、対象者はございませんが、他の料金改定に併せて改定を行うもので、基本料金を330円から385円とし、10分ごとの使用料金を220円から253円とするものでございます。

一枚おめくりいただきまして、8ページを御覧ください。公共下水道条例の改正でございます。第6条の3、第6条の4では、デジタル社会の実現に向けた構造改革による上位法の改正によりまして、宅内排水設備工事を行います指定工事店に所属する責任技術者につきまして、従来、工事店への専属配置を義務付けておりましたが、同一都道府県内に限り、兼任を可能とするものでございます。

次に、第10条では、使用者の排出する汚水の水質基準を定めておりますが、水質汚濁防止法に定める排出基準に関する省令の改正により、六価クロム含有量及び大腸菌に関する指標を改正するものでございます。なお、矢掛町内での対象者は1事業所のみです。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

〇議長（浅野 毅君） 福祉介護課長。

〇福祉介護課長（片岡 崇君） それでは、議案第20号、矢掛町ふれあい会館設置条例を廃止する条例制定について、御説明申し上げます。

矢掛町ふれあい会館につきましては、当時、同和問題の解消に向け、団体等の要請も受け、昭和50年4月に隣保館として設置し、これまで同和問題解消のための拠点施設として事業運営してまいりました。

平成11年7月に名称を矢掛町隣保館から矢掛町ふれあい会館に変更し、隣保館としての機能も時代

とともに薄れ、事業縮小する中、現在では誰でも利用できる貸館業務が中心となった事業運営を行っております。

来年度で設置してからちょうど 50 年を迎え、建物もかなり老朽化してきていることから、当時、設置要望いただいた関係団体とも協議を行った中で、本年度で廃館とさせていただきたいと思います。

つきましては、本条例についても令和 7 年 4 月 1 日をもって廃止とさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（浅野 毅君） 財政課長。

○財政課長（松嶋良治君） それでは、議案第 21 号、歴史かおる文化の町やかげ基金条例制定について、説明いたします。

今回の設置理由は、町内に所在する歴史文化資源の保存・活用を目的に新たに基金を設置するものでございます。

一ページおめくりください。まず、第 1 条、設置及び目的でございます。重要伝統的建造物群保存地区をはじめ、矢掛町内に現存する歴史的・文化的な価値のある建造物等を後世へ保存するとともにそれらの文化財や地域に根差した文化や伝統、風習等の伝承や発掘、発信等を行う町民や住民団体等を支援し、歴史かおる文化の町やかげを将来にわたって維持発展していくことを目的としています。

第 2 条は、積立てで、積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める額とします。

第 3 条は、管理についてで、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により管理することとしています。

第 4 条は、運用益金の処理でございます。運用益は一般会計歳入歳出予算に計上し、この基金に繰り入れるものとします。

第 5 条の繰替運用では、財政上必要があると認める時は、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができることとしています。

さらに、第 6 条で処分、第 7 条で処分の特例、第 8 条で委任について定めています。なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するとしております。

以上、議案第 21 号についての説明とさせていただきます。

○議長（浅野 毅君） こどもみらい課長。

○こどもみらい課長（楠木貴子君） 議案第 22 号、矢掛町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について、御説明申し上げます。

一枚おめくりください。条例の本文でございます。

制定内容につきましては、資料番号 9 により説明させていただきますので御覧ください。

この条例制定の理由は、児童福祉法第 34 条の 16 の規定に基づきまして、令和 8 年 4 月から全国の市町村で始まる乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度の設備及び運営に関する基準を定めるものでございます。

内容につきましては、2 の制定内容に主なものを表記しておりまして、趣旨や事業者、設備や職員の基準等を定めております。

3 のこども誰でも通園制度についてでございますが、令和 6 年 6 月に成立した子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、保護者の就労要件を問わず、子どもが保育所等において月一定時間、柔軟に利用できる新たな通園給付として創設されたものでございます。

現在、こども園や保育園の入園に関しましては、保護者の就労や病気、障害などが条件でございますが、このこども誰でも通園制度は、親の就労要件を問わず、全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な生育環境を整備するという目的がございます。

対象は、認定こども園や保育園等に通っていない生後6か月から2歳までの乳幼児でございまして、来年度はこの事業の準備をする予定でございます。

この事業の効果といたしましては、子どもが家庭と異なる経験や家族以外の人と関わる機会を持つこと、また、保護者の育児に対する孤独感や不安感が軽減されることなどが期待されております。

この事業の対象施設は、認定こども園や保育園、また、現在町内にはございませんが、地域型保育事業所等も対象となります。

具体的に一月の預かる時間や給付、親の個人負担などにつきましては、令和7年度中に国から示される予定でございます。

今回の制定は、令和8年度から矢掛町でも実施するために、準備の第一段階として事業の設備及び運営に関する基準を定めておくものでございまして、認可基準や施設運営基準の確認手続き等も今後、必要となってまいります。なお、施行期日は令和7年4月1日からでございます。

説明は、以上でございます。

○議長（浅野 毅君） 企画課長。

○企画課長（稲田欽也君） それでは、議案第23号、矢掛町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更についてを御説明させていただきます。一枚おめくりいただきまして、変更契約の本文ですが、条例改正の形式を取っており、変更箇所を赤字で示しております。例年どおり、有利な起債である過疎対策事業債を借り入れるためにはこの計画に載っていることが必須でございます。今後、事業実施の計画をしているもので、過疎対策事業債を充当する可能性のあるものについて、追加修正いたしております。

1 ページですが、第5項第3号中(1)市町村道路の項目に、町道中畦東線、町道西岡谷東線、町道吉野鷲峯山線を追加いたします。第8項第2号中、健康管理センターを保健センターと改めます。

2 ページを開いていただきまして、第8項第3号中(1)診療施設病院の項目に訪問事業用車両整備を追加します。第11項第2号中、“やかげ文化センターでは、町民の文化活動の発表、また優れた芸術を鑑賞する場として、積極的な運営を図る。”の後に“施設整備面では、長寿命化計画に沿った修繕及び更新を行う。”を追加し、改めます。

次に3ページをお開きください。第11項第3号中(1)地域文化振興施設等にやかげ文化センターを加えた項目にやかげ文化センター改修事業を追加します。第12項第2号中、冒頭に“地球温暖化対策実行計画(区域施策編)を策定し、計画に基づき、住民、事業者及び行政が協働して省エネルギーに取り組むことにより、温室効果ガスの排出削減と環境にやさしい地域社会構造へ転換していくことが必要である。”を追加し、改めます。

4 ページ目をお開きください。第12項第3号中、過疎地域持続的発展特別事業に地球温暖化対策事業を追加します。

次に、事業計画、過疎地域持続的発展特別事業分11再生可能エネルギーの利用促進中、過疎地域持続的発展特別事業に“地球温暖化対策事業、省エネルギーの取組により、温室効果ガスの排出削減、環境にやさしい地域社会構造への転換を図る。”を追加します。また、最後の備考欄に、“再生エネルギー活用や省エネルギーの取組による持続可能を目指す。”に改めます。

議案第 23 号の改正点の説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（浅野 毅君） 財政課長。

○財政課長（松嶋良治君） 議案第 24 号、工事請負変更契約の締結について、御説明申し上げます。

令和 6 年 9 月定例会で議決いただきました地方創生道整備推進交付金事業 仁井屋橋左岸下部工事の工事請負変更契約を締結したいので、議会の議決を求めるものでございます。

記の 1 にありますように、変更内容は請負金額でございますが、詳細は資料で説明させていただきますので、資料番号 10 を御覧ください。表紙をおめくりいただきまして、図面左側が当初の工事請負契約時の図面でございます。

本工事につきましては、令和 6 年 9 月 5 日に、山岡建設株式会社と工事請負契約を締結し、請負金額 6,479 万円、工事期間を令和 7 年 3 月 25 日までとし、左岸下部工の整備を進めているところであります。

当初の工事請負契約における工事概要といたしましては、場所打杭ファイ 1000 6 本、左岸橋台 1 基、踏掛版 1 基、法覆護岸工 122 平方メートルでございます。

本工事は岡山県が発注しております県道東水砂矢掛線の道路工事に隣接した工区であり、県工事との工程調整により、図面右側、青色部分の法覆護岸工 122 平方メートルにつきまして、本工事での施工を見送ることを余儀なくされました。このことから、本工事の請負金額を、709 万 5,000 円減じ、5,769 万 5,000 円と変更する必要があるものでございます。

説明は、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（浅野 毅君） 建設課長。

○建設課長（渡邊孝一君） それでは、議案第 25 号、町道の路線廃止について御説明をさせていただきます。

二ページおめくりいただきまして、町道の廃止調書を御覧ください。このたび廃止する路線は、美川地区の町道内溝線、路線延長 185.3 メートルと同じく美川地区の町道持田線、路線延長 166.9 メートルの 2 路線でございます。

次ページ以降に廃止路線の位置図を貼付しておりますので、御覧ください。廃止の必要が生じた経緯としましては、この 2 路線は土地改良事業のほ場整備により、農地改良及び道路の付け替えが施工されました。令和 5 年の換地処分を得て認定路線は現状農地となっているため、町道を廃止させていただきます。

続きまして、議案第 26 号、町道の路線認定について御説明をさせていただきます。

二ページおめくりいただきまして、町道の認定調書をお開きください。このたび認定する路線は、美川地区の町道持田線、路線延長 69.1 メートルの 1 路線でございます。次ページ以降に路線の位置図を貼付しておりますので、御覧ください。

認定の必要が生じた理由といたしまして、土地改良事業のほ場整備により既存道路の路線延長に変更が生じたため、起終点を変更し、新たに路線を認定させていただくものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（浅野 毅君） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（片岡 崇君） それでは、議案第 27 号、権利の放棄について、御説明申し上げます。

放棄する権利の内容は、同一の債務者に対し、昭和 53 年度に住宅新築資金を、昭和 56 年度に生活改

善資金の貸付を行ったものでございます。貸付金 500 万円のうち未返済額は、元金と利子を併せて 409 万 7,900 円でございます。

内訳といたしまして、住宅新築資金が貸付金 450 万円のうち未返済額は元金と利子を併せて 393 万 5,900 円で、生活改善資金が貸付金 50 万円のうち未返済額は元金と利子を併せて 16 万 2,000 円でございます。

放棄する理由は、債務者の死亡後に相続財産管理人が選任され債務請求の申出を行うも配当金が得られなかったものです。また、保証人についても既に死亡しており、今後債務履行の見込がないと認められる状況でございます。

放棄の時期は、令和 7 年 3 月 31 日でございます。

説明は、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（浅野 毅君） ここで説明に入る前に町長から、議案第 28 号、令和 6 年度矢掛町一般会計補正予算（第 6 号）についての訂正の許可を、矢掛町議会会議規則第 20 条第 1 項の規定により求められております。

ここで、訂正の理由及び内容の説明を求めます。副町長。

○副町長（山縣幸洋君） はい。失礼いたします。まことに申し訳ございません。

議長が申されましたとおり、議案第 28 号で文言の誤りがございましたので修正のほうをよろしくお願いいたします。

議案第 28 号、1 ページ目、令和 6 年度矢掛町一般会計補正予算（第 6 号）ですが、この条文の 3 行目で、第 1 条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 13 億 3,400 万円を“減額し”となっておりますが、“増額し”の誤りでございます。減額を、増額に訂正いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、訂正箇所はこの文言だけで数字等に影響はございません。後ほど、正誤表をお配りさせていただきますので、よろしくお願いいたします。まことに申し訳ございませんでした。

○議長（浅野 毅君） お諮りいたします。

議案第 28 号、令和 6 年度矢掛町一般会計補正予算（第 6 号）についての訂正を許可することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅野 毅君） 異議なしと認めます。よって、議案第 28 号、令和 6 年度矢掛町一般会計補正予算（第 6 号）についての訂正についてを許可することに決しました。

それでは、引き続き議案の詳細な内容の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（松嶋良治君） それでは、議案第 28 号、令和 6 年度矢掛町一般会計補正予算（第 6 号）について、御説明申し上げます。

今回の補正は 13 億 3,400 万円を増額するもので、内容につきましては、まず、歳入につきまして、若干説明をさせていただきますので概要を御覧ください。概要の一番下、財源内訳のうち上の特定財源については、この後、歳出を事項別明細書で説明する際に併せて説明いたしますので、ここでは下の一般財源の欄を御覧ください。

今回の一般財源は、それぞれ決算見込みによる調整を行っておりますが、町税は、個人町民税の増、法人町民税、町たばこ税の減でトータル 180 万円の減額、地方交付税は 5,481 万 6,000 円の増額、財産収入は、農業共済組合井笠支所の移転に伴う建物貸付収入の減額でございます。

続きまして、繰越明許費、債務負担行為と地方債の補正がございますので、6 ページをお開きください。6 ページ、まず第2表繰越明許費補正でございます。追加で8件、変更3件でございますが、いずれも事業の進捗経過により、本年度中の事業完了が見込めないものとして繰越しを行うものでございます。

まず、追加分ですが、総務費としまして防災対策事業（平宇角倉見山線ほか）、ふるさと納税事業（返礼品送付）の2件、次に、衛生費としまして、じん芥処理事業（西部衛生施設組合負担金（熱利用施設建設）、土木費としまして、道路改良（道整備交付金事業）（運動公園線ほか）、道路改良（単町事業）（胡町病院前線）、かわまちづくり事業、町営住宅管理（町営住宅長寿命化計画策定）、特定公共賃貸住宅管理（給水設備改修）の5件、合計8件でございます。

次の変更分ですが、総務費としまして、財産管理事業（旧法務局改修）が100万円の増、土木費としまして、狭あい道路整備等促進事業（宇山線ほか）が460万円の増額、最後に災害復旧費としまして、農地農業用施設災害復旧事業（山ノ神池）が480万円の増額で、計3件でございます。

続いて、第3表債務負担行為補正でございます。追加1件で、内容は水車の里フルーツトピア指定管理運営委託、期間は令和7年度から令和9年度まで、限度額は489万円、委託料の増額分でございます。

続いて、7ページ、第4表地方債補正でございます。変更が12件、8ページに廃止が2件でございますが、それぞれ充当事業の実績見込みに伴いまして限度額の増減又は廃止を行うものでございます。

私からの説明は以上でございますが、この後、事項別明細書の説明を主幹が行いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（浅野 毅君） 財政課主幹。

○財政課主幹（石井亮太郎君） それでは、事項別明細書の説明をさせていただきますので、恐れ入りますが、32ページ・33ページをお開きいただき、3歳出から説明させていただきます。なお、今回の補正予算は、各事業の進捗に伴う事業費の調整を計上しておりますので、以下ではそれ以外の特徴的なものを中心に説明をさせていただきます。

まず議会費は、議員報酬及び旅費等の調整でございます。

次の総務費では、1一般管理費で繰上償還の補償金を計上しておりますほかは、次の34ページ・35ページの17防災対策事業費まで全て実績見込みによる事業費及びその財源の減額を計上しております。

次のふるさと納税事業費では、寄附金の増見込みに対応した返礼品等必要経費の追加分を計上し、財源としてふるさと納税寄附金を充てています。

次の定額減税補足給付事業費から、次の36ページ・37ページの賦課徴収費、戸籍住民基本台帳費、県知事選挙費、38ページ・39ページの衆議院議員選挙費、国勢調査費、そして40ページ・41ページの監査委員費につきましては、実績又は実績見込みによる減額と事務経費及び特定財源の調整等を計上しております。

3款民生費の1項社会福祉費では、実績見込みによる事業費の減額及び不足見込額を計上しておりますが、2老人福祉費では、今年度の新規事業である高齢者補聴器購入助成金の追加を計上し、財源としてふるさと納税寄附金を充当しております。

また、特定財源としまして、社会福祉総務費へは、住宅新築資金等貸付金の回収不能債権の整理に対する償還推進助成事業補助金を、救護施設費へは事務費負担金の基準額改定による増額分等をそれぞれ充当しております。

次の2項児童福祉費も、42ページ・43ページにかけて実績見込みによる調整を行っております。また、児童福祉施設費の特定財源その他では、町独自の保育料無償化に充当することもみらい基金からの繰入金について入園状況の実績に基づき計算した見込額により減額をいたしております。

次の4款衛生費の保健衛生総務費では、一般会計出資債を活用した水道事業会計への出資金を計上しております。次の予防費では、今年度からの新規事業である带状疱疹予防接種助成金の追加分を計上しているほか、予防費から健康増進費、環境衛生費にかけまして実績見込みによる事業費及び特定財源の減額を行っております。次の健康管理センター管理費では、同意見込額により町債を減額し、その一部へふるさと納税を充当する財源更正を行っております。続いて、44ページ・45ページをお開きください。次の6母子保健費から9出産・子育て包括支援事業費にかけては、実績見込みによる事業費及び特定財源の減額と前年度事業の清算に伴う返還金を計上しております。次の2項清掃費では、西部衛生施設組合からの通知に基づく負担金の調整を計上しておりますが、このうち熱利用施設建設分については財源として国庫補助金とじん芥処理事業債を充当しております。

次の5款農林水産業費は、46ページ・47ページにかけての1項農業費、48ページ・49ページにかけての林業費において、実績見込による事業費及び財源の調整を計上しております。なお、48ページ・49ページの林道改良費につきましては、こちらが林道羽無線の改良になりますが、より有利な国庫補助金を活用して事業を実施することとしたため6年度に計上していた工事費等は減額し、7年度予算へ改めて計上をさせていただいております。

次の6款商工費も実績見込みによる事業費及び財源の調整でございます。

次の7款土木費の1項土木管理費と、次の50ページ・51ページにかけての2項道路橋りょう費も実績見込みによる事業費及び財源の調整や組替えを計上しております。次の3項河川費のかわまちづくり事業費では、ビジターセンター棟の建築等に係る工事費等を計上し、財源として新しい地方経済・生活環境創生交付金と町債を充当しています。また、特定財源のその他は、今年度申出をいただいた企業版ふるさと納税の一部を充当しているものです。次の4項都市計画費の公園費は東川面アクアパークの管理経費の追加を、次の住宅費では人件費の調整を計上しております。

続いて、52ページ・53ページをお開きください。次の8款消防費も、実績見込みによる団員出動報酬等の調整を計上しております。

次の9款教育費の1項教育総務費は、実績見込みによる事業費及び財源の調整を計上しております。続いて、54ページ・55ページをお開きください。次の2項小学校費の学校管理費では、財源更正として、矢掛小学校のトイレ改修に充当する過疎対策事業債の同意見込額に基づく追加を計上しております。次の3項中学校費の教育振興費では、矢中矢高合同部活動事業を開始するにあたっての準備に係る経費として、運営補助金等を計上しております。次の5項社会教育費から、56ページ・57ページの共同調理場管理費にかけては、実績見込みによる事業費及び特定財源の調整と施設管理経費の不足見込額を計上しております。

次の10款災害復旧費では、山ノ神池の災害復旧に係る工事費の追加を計上しております。また、山ノ神池の災害復旧工事については、補助金の交付決定と起債の同意が7年度となるいわゆる施越しとなりますため、6年度に計上していた財源については減額し、7年度予算に歳入のみ計上いたしております。

次の11款公債費の元金では、5年度に借り入れた過疎対策事業債の一部についての繰上償還元金を計上しております。

続いて、58 ページ・59 ページをお開きください。次の 12 款諸支出金では、62 ページ・63 ページにか
けての 1 項基金費において、各基金の運用収入等による積立金を計上しておりますほか、新たに設置す
る歴史かおる文化の町やかげ基金への積立金も計上いたしております。

最後に、予備費といたしまして、20 万 2,000 円で調整をいたしております。

以上で、事項別明細の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（浅野 毅君） 上下水道課長。

○上下水道課長（平井勝志君） それでは、議案第 29 号、令和 6 年度矢掛町水道事業会計補正予算（第
2 号）について、御説明いたします。

まず、第 2 条、業務の予定量でございますが、建設改良計画で、配水設備費を 8,400 万円減額し、9,242
万 4,000 円とし、老朽施設整備費を 8,400 万円増額し、2 億 1,350 万円とするものでございます。

次に、第 3 条、資本的収入及び支出でございますが、資本的収入総額での補正額はございませんが、
各項の間での予算の組替えを行うものでございます。

次に、第 4 条、企業債でございますが、起債の限度額を 870 万円増額し、2 億 870 万円とするもので
ございます。

2 ページを御覧ください。補正予算（第 2 号）実施計画書でございます。

資本的収入及び支出につきまして、財源である国庫補助金の適正な確保のため、国の令和 6 年度補正
予算配分を受けまして事業費の組替えを行うものでございます。収入では工事負担金を 3,500 万円減額
し、2,491 万 3,000 円とし、企業債を 870 万円増額し、2 億 870 万円。他会計からの出資金を 790 万円増
額し、1,894 万 5,000 円とし、補助金を 1,840 万円増額し、1,944 万 2,000 円とするものでございます。

次に、支出では、建設改良費中、配水設備費と老朽施設整備費の間で、事業費の組替えを行ってござ
います。

続く 3 ページには、補正予算（第 2 号）実施計画説明書を載せておりますが、内容が重複いたします
ので、御覧いただくことで説明につきましては省略させていただきます。

以上、議案第 29 号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第 30 号、令和 6 年度矢掛町下水道事業会計補正予算（第 2 号）について、御説明さ
せていただきます。

まず、第 2 条、資本的収入でございますが、資本的収入を 2 億 9,100 万円増額し、7 億 8,400 万円と
するものでございます。

次に、第 3 条、企業債でございますが、起債の限度額を 4 億 130 万円とするものでございます。

2 ページを御覧ください。補正予算（第 2 号）実施計画書でございます。資本的収入につきまして、
資金不足解消のため、国の制度であります資本費平準化債を 2 億 9,100 万円借り入れるものでござい
ます。

下の段には、令和 6 年度矢掛町下水道事業会計補正予算（第 2 号）実施計画説明書を載せておりますが、
内容が重複いたしますので、説明につきましては省略させていただきます。

以上、議案第 30 号の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（浅野 毅君） 町長からの提案理由の説明並びに担当課長等からの詳細な内容の説明が終わり
ました。

~~~~~

○議長（浅野 毅君） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめて散会とし、次の本会議は明日 5 日の午前 9 時 30 分から再開いたしたいと思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅野 毅君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議はこの程度にとどめて散会とし、次の会議は明日 5 日の午前 9 時 30 分から再開することに決しました。

それでは、これにて散会いたします。皆様、御苦労さまでした。散会。

午前 1 1 時 4 0 分 散会